

令和8年5月 28 日

一般社団法人埼玉県警備業協会
会長 炭谷 勝 殿

職場における熱中症予防対策の徹底に関する要請書

職場における熱中症予防対策については、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」などにより、皆様と連携して取組を行ってまいりました。

貴団体の関係事業者様をはじめ、県内の各事業場の熱中症対策の取組により、令和7年の埼玉県内における熱中症による労働災害は、記録的猛暑の中、3年連続で死亡者0人となりましたが、他方、休業4日以上之死傷災害につきましては 98人と前年から大幅に増加しました。業種別では製造業が最も多く、運送業、商業、建設業が続きます。

熱中症予防については、業種・業態により作業内容や作業場所による制約条件などが異なるため、それぞれの実情に応じた適切な対応が必要であり、令和7年6月にはそれを強化するために労働安全衛生規則が改正され、令和8年3月には、熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示した「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定されました。

つきましては、熱中症対策の重要性を再認識いただき、暑さが本格化する前に下記の予防対策等について、関係者に対し周知徹底及び指導を行うよう要請します。

記

- 1 令和7年6月1日に施行された改正労働安全衛生規則に基づき、報告体制や異常時の対応手順について、関係事業場及び関係作業者に周知を行うこと。また、熱中症のおそれがある者を把握した場合は、適切に対処すること。
- 2 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づき、暑さ指数(WBGT 値)を測定し、熱中症のリスクを見積り、リスクに応じた熱中症予防対策を実施すること。
- 3 のどの渇き等の自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分をこまめに定期的に摂取するよう徹底し、作業場を巡視してその摂取状況を確認すること。
- 4 健康状態や暑熱順化の状況を確認し、熱中症の発症リスクが高い者に対しては、必要に応じて作業の配置替え等を検討すること。
特に熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ必要な配慮を行うこと。
- 5 注文者、作業場所管理事業者、労働者と異なる場所で就業する労働者以外の作業従事者に対しても、ガイドラインを参考に熱中症防止対策を検討・実施すること。

埼玉労働局長 片淵 仁 文